

介護サービス事業者 自主点検表

認知症対応型通所介護 及び

介護予防認知症対応型通所介護

介護保険事業所番号

事業所の名称

〒

事業所の所在地

電話番号

事業者の名称

事業者の代表者職・氏名

管理者名

記入者名

記入年月日

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで、町では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、町が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 点検に係る留意事項

- (1) 少なくとも年に1回は実施してください。また、運営指導の際には、他の関係書類とともに最新のものの写しを町へ提出してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後5年間の保管をお願いします。
- (4) 「はい・いいえ」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
なお、「いいえ」の場合は、その理由又は原因と、改善に向けた取組みについても枠内に記載してください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- (6) この自主点検表は認知症対応型通所介護の運営基準を基調に作成されていますが、指定認知症対応型通所介護事業者が指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ指定認知症対応型通所介護の事業と指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防認知症対応型通所介護についても指定認知症対応型通所介護の運営基準に準じて(認知症対応型通所介護を介護予防認知症対応型通所介護に読み替えて)一緒に自主点検してください。

なお、太枠で囲まれた部分については、指定介護予防認知症対応型通所介護事業独自の運営基準等ですので、ご留意ください。当該部分については、指定介護予防認知症対応型通所介護の指定を受けている事業所のみ自主点検してください。指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないために該当する項目がないなどの場合には上記(5)に従って記入してください。

「根拠法令等」の欄は、次を参照してください。

「法」	介護保険法(平成9年法律第123号)
「施行令」	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
「施行規則」	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
「条例」	上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例(平成25年3月13日条例第17号)
「予防条例」	上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例(平成25年3月13日条例第18号)

介護サービス事業者自主点検表 目次

第1	基 本 方 針	1
第2	人員及び設備に関する基準	1
第3	運 営 に 関 す る 基 準	6
第4	変 更 の 届 出 等	19

自主点検シート(認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護)			
点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
第1 基本方針			
1 認知症対応型通所介護の基本方針	指定認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。	はい ・ いいえ	条例第60条
2 介護予防認知症対応型通所介護の基本方針	指定介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第4条
第2 人員及び設備に関する基準			
1 従業者の員数(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護)	① 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに置くべき従業者及びその員数は、次に掲げる従業者の区分に応じ、定めるとおりとなっていますか。 一 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数	はい ・ いいえ はい ・ いいえ	条例第61条第1項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
1 従業者の員数 (単独型・併設型指定認知症対応型通所介護)	二 看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)又は介護職員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 三 機能訓練指導員 1人以上	はい ・ いいえ はい ・ いいえ	条例第 61 条第 1 項
	② 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、①の二の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させていますか。	はい ・ いいえ	条例第 61 条第 2 項
	③ ①の二にかかわらず、看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。		条例第 61 条第 3 項
	④ ①から③の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者(当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下同じ。)に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員(当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。条例第 63 条第 2 項第 1 号アにおいて同じ。)を12人以下としていますか。	はい ・ いいえ	条例第 61 条第 4 項
	⑤ ①の三の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事することができるものとする。		条例第 61 条第 5 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
1 従業者の員数 (単独型・併設型指定認知症対応型通所介護)	⑥ 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第 61 条第 6 項
2 従業者の員数 (単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護)	単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、条例第 61 条第 1 項から第 6 項に規定する人員に関する基準を満たしていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 5 条第 7 項
3 管理者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護)	① 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※ ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	はい ・ いいえ	条例第 62 条第 1 項
	② 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものとなっていますか。	はい ・ いいえ	条例第 62 条第 2 項
4 設備及び備品等(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護)	① 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するものであるほか、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等が備えられていますか。	はい ・ いいえ	条例第 63 条第 1 項
	② ①に規定する設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、定めるとおりとなっていますか。 一 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること(食事の提供及び機能訓練に支障を及ぼすおそれがない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものであること。)。 二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいされないよう配慮されていること。	はい ・ いいえ はい ・ いいえ はい ・ いいえ	条例第 63 条第 2 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
4 設備及び備品等(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護)	③ ①に規定する設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものとなっていますか。 ※ ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	はい ・ いいえ	条例第 63 条第 3 項
	④ 利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が①に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出ていますか。		条例第 63 条第 4 項
5 設備及び備品等(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護)	単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、条例第 63 条第 1 項から第 3 項までに規定する設備に関する基準を満たしていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 7 条第 5 項
6 従業者の員数(共用型指定認知症対応型通所介護)	指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。条例第 65 条において同じ。)の数を合計した数について、条例 110 条、第 130 条若しくは第 151 条又は予防条例第 71 条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第 64 条第 1 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
7 従業者の員数 (共用型指定介護予防認知症対応型通所介護)	共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、条例第 64 条第 1 項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、指定介護予防認知症対応型通所介護の基準を満たしているものとみなすことができる。		予防条例第 8 条第 2 項
8 利用定員等 (共用型指定認知症対応型通所介護)	① 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。)においては施設ごとに 1 日当たり 3 人以下、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数が 1 日当たり 12 人以下となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第 65 条第 1 項
	② 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について 3 年以上の経験を有する者となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第 65 条第 2 項
9 管理者(共用型指定認知症対応型通所介護)	① 共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※ ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	はい ・ いいえ	条例第 66 条第 1 項
	② 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、条例第 62 条第 2 項に規定する町長が定める研修を修了しているものとなっていますか。	はい ・ いいえ	条例第 66 条第 2 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
第3 運営に関する基準			
1 内容及び手続の説明及び同意	指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、条例第73条に規定する運営規程の概要、認知症対応型通所介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該認知症対応型通所介護の提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第9条第1項)
2 提供拒否の禁止	正当な理由なく指定認知症対応型通所介護の提供を拒んでいませんか。	はい ・ いいえ	準用(条例第10条)
3 サービス提供困難時の対応	当該指定認知症対応型通所介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定認知症対応型通所介護を提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第11条)
4 受給資格等の確認	① 指定認知症対応型通所介護の提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第12条第1項)
	② ①の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型通所介護を提供するように努めていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第12条第2項)
5 要介護認定の申請に係る援助	① 指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第13条第1項)
	② 指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の終了する30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第13条第2項)
6 心身の状況等の把握	指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第59条の6)

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
7 指定居宅介護支援事業者等との連携	① 指定認知症対応型通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第15条第1項)
	② 指定認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第15条第2項)
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための要件に該当しない場合として規則で定める場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を町に対して届け出ること等により、指定認知症対応型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、指定居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第16条)
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、規則で定める計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定認知症対応型通所介護を提供していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第17条)
10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第18条)
11 サービスの提供の記録	① 指定認知症対応型通所介護を提供した際には、当該指定認知症対応型通所介護の提供日及び内容、当該指定認知症対応型通所介護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第20条第1項)
	② 指定認知症対応型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第20条第2項)

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
12 利用料等の受領	① 法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第59条の7第1項)
	② 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていませんか。	はい ・ いいえ	準用(条例第59条の7第2項)
	③ ①及び②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けていますか。 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 二 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 三 食事の提供に要する費用 四 おむつ代 五 一から四までに掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用	はい ・ いいえ はい ・ いいえ はい ・ いいえ はい ・ いいえ はい ・ いいえ	準用(条例第59条の7第3項)
	④ ③の三に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとなっていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第59条の7第4項)
	⑤ ③の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第59条の7第5項)
	⑥ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。	はい ・ いいえ	準用(法第41条第8項)

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
12 利用料等の受領	⑦ 領収証に、指定認知症対応型通所介護について要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第 42 条の 2 第 2 項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定認知症対応型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定認知症対応型通所介護に要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 ※ 医療費控除の対象となる利用者の領収書には、医療費控除の額及び居宅介護支援事業者の名称を記載してください。	はい ・ いいえ	準用（施行規則第 65 条） 国 税 庁 ホ ー ム ペ ー ジ「領収証の記載事項等」
13 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	はい ・ いいえ	準用（条例第 22 条）
14 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針	① 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	はい ・ いいえ	条例第 69 条第 1 項
	② 自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 69 条第 2 項
15 指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針	① 指定介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 41 条第 1 項
	② 自らその提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 41 条第 2 項
	③ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 41 条第 3 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
15 指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針	④ 利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 41 条第 4 項
	⑤ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること その他様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 41 条第 5 項
16 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	① 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 70 条第 1 項第 1 号
	② 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 70 条第 1 項第 2 号
	③ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 70 条第 1 項第 3 号
	④ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 70 条第 1 項第 4 号
	⑤ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 70 条第 1 項第 5 号
	⑥ ⑤の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい ・ いいえ	条例第 70 条第 1 項第 6 号
	⑦ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 70 条第 1 項第 7 号
	⑧ 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。	はい ・ いいえ	条例第 70 条第 1 項第 8 号

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
17 指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	① 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 42 条第 1 項第 1 号
	② 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成していますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 42 条第 1 項第 2 号
	③ 介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 42 条第 1 項第 3 号
	④ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 42 条第 1 項第 4 号
	⑤ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付していますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 42 条第 1 項第 5 号
	⑥ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 42 条第 1 項第 6 号
	⑦ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行われていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 42 条第 1 項第 7 号
	⑧ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことに必要な支援を行っていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 42 条第 1 項第 8 号
	⑨ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 42 条第 1 項第 9 号

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
17 指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	⑩ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	はい ・ いいえ	予防条例第 42 条第 1 項第 10 号
	⑪ ⑩の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 42 条第 1 項第 11 号
	⑫ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 42 条第 1 項第 12 号
	⑬ 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行っていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 42 条第 1 項第 13 号
	⑭ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告していますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 42 条第 1 項第 14 号
	⑮ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行っていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 42 条第 1 項第 15 号
	⑯ ⑮に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更については、①から⑭までの規定を準用していますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 42 条第 1 項第 16 号
18 認知症対応型通所介護計画の作成	① 指定認知症対応型通所介護の管理者は、利用者の心身の状況、希望並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成していますか。	はい ・ いいえ	条例第 71 条第 1 項
	② 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されていますか。	はい ・ いいえ	条例第 71 条第 2 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
18 認知症対応型通所介護計画の作成	③ 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はい ・ いいえ	条例第 71 条第 3 項
	④ 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付していますか。	はい ・ いいえ	条例第 71 条第 4 項
	⑤ 認知症対応型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況、及び目標の達成状況を記録していますか。	はい ・ いいえ	条例第 71 条第 5 項
19 利用者に関する町への通知	指定認知症対応型通所介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知していますか。 一 正当な理由なしに指定認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	はい ・ いいえ	準用(条例第 28 条)
20 緊急時等の対応	従業者は、現に指定認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 53 条)
21 管理者の責務	① 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 11 第 1 項)
	② 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 11 第 2 項)

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
22 運営規程	指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 - 一 事業の目的及び運営の方針 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 - 三 営業日及び営業時間 - 四 指定認知症対応型通所介護の利用定員(条例第 61 条第 4 項又は条例第 65 条第 1 項の利用定員をいう。) - 五 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 - 六 通常の事業の実施地域 - 七 サービス利用に当たっての留意事項 - 八 緊急時等における対応方法 - 九 非常災害対策 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項 - 十一 その他事業の運営に関する重要事項	はい ・ いいえ	条例第 73 条
23 勤務体制の確保等	① 利用者に対し、適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 13 第 1 項)
	② 指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供していますか。 ※ ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 13 第 2 項)
	③ 認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 13 第 3 項)
	④ 全ての認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 13 第 3 項)
	⑤ 適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 13 第 4 項)

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
24 業務継続計画の策定等	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 32 条の 2 第 1 項)
	② 認知症対応型通所介護従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 32 条の 2 第 2 項)
	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 32 条の 2 第 3 項)
25 定員の遵守	利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行っていますか。 ※ ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 14)
26 非常災害対策	① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 15 第 1 項)
	② ①の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 15 第 2 項)
27 衛生管理等	① 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 16 第 1 項)
	② 指定認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 16 第 2 項第 1 号)
	③ 認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 16 第 2 項第 2 号)
	④ 認知症対応型通所介護事業所において、認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 16 第 2 項第 3 号)

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
28 掲示	① 指定認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、認知症対応型通所介護従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※ 当該重要事項を記載した書面を認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。	はい ・ いいえ	準用(条例第34条第1項) 準用(条例第34条第2項)
	② 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 ※ 令和7年4月1日から義務付け、それまでは努力義務	はい ・ いいえ	準用(条例第34条第3項)
29 秘密保持等	① 指定認知症対応型通所介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	はい ・ いいえ	準用(条例第35条第1項)
	② 指定認知症対応型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第35条第2項)
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第35条第3項)
30 広告	指定認知症対応型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	はい ・ いいえ	準用(条例第36条)
31 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	はい ・ いいえ	準用(条例第37条)
32 苦情解決	① 提供した指定認知症対応型通所介護の利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第38条第1項)
	② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第38条第2項)

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
32 苦情解決	③ ①の措置又は提供した指定認知症対応型通所に関し、法第 23 条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の当該職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言にしたがって必要な改善を行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 38 条第 3 項)
	④ この場合において、町からの求めがあった場合には、③の改善内容を町に報告していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 38 条第 4 項)
	⑤ 提供した指定認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言にしたがって必要な改善を行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 38 条第 5 項)
	⑥ この場合において、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 38 条第 6 項)
33 地域との連携等	① 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型通所介護事業所が所在する町の職員又は当該指定認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 17 第 1 項)
	② ①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 17 第 2 項)
	③ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 17 第 3 項)
	④ 事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 17 第 4 項)

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
33 地域との連携等	⑤ 指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 17 第 5 項)
34 事故発生時の対応	① 利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 18 第 1 項)
	② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 18 第 2 項)
	③ 利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 18 第 3 項)
	④ 条例第 63 条第 4 項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、①及び②に準じた必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 18 第 4 項)
35 虐待の防止	① 虐待の発生又はその再発を防止するため、指定認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図っていますか。	はい ・ いいえ	準用（条例第 40 条の 2 第 1 号）
	② 指定認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	はい ・ いいえ	準用（条例第 40 条の 2 第 2 号）
	③ 指定認知症対応型通所介護事業所において、認知症対応型通所介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。	はい ・ いいえ	準用（条例第 40 条の 2 第 3 号）
	④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	はい ・ いいえ	準用（条例第 40 条の 2 第 4 号）
36 会計の区分	指定認知症対応型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 41 条)
37 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	はい ・ いいえ	条例第 79 条第 1 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
37 記録の整備	② 利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存していますか。 一 認知症対応型通所介護計画 二 準用する条例第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 条例第 70 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 準用する条例第 28 条の規定による町への通知に係る記録 五 準用する条例第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録 六 準用する条例第 59 条の 18 第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 七 準用する条例第 59 条の 17 第 2 項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録	はい ・ いいえ	条例第 79 条第 2 項
第 4 変更の届出等			
1 変更の届出等	指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を町に届け出ていますか。 ※ 変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりとする。 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 三 申請者の登記事項証明書又は条例等 四 事業所の平面図及び設備の概要 五 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 六 運営規程 ※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、その旨を町に届け出ること。	はい ・ いいえ	法第 78 条の 5 第 1 項及び第 2 項 施行規則第 131 条の 13 第 1 項第 4 号